最終更新日：2021年6月2日

日本航空電子工業株式会社
社長 小野原　勉
問合せ先：法務部長　岡田　眞人
証券コード：6807
https://www.jae.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、開拓・創造・実践の企業理念に基づく企業経営を遂行することにより適正なる利益を確保し、企業価値を高め、持続可能な社会の創造に貢献することを目指し、関係法令を遵守し、株主、お客様、取引先、地域社会をはじめとする利害関係者（ステークホルダー）に対する社会的責任を果たすことがコーポレートガバナンスの趣旨であると考えております。今後については、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、一層の実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、適切に対応していく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則１－２．株主総会における権利行使】
（補充原則１－２－４）
当社は、機関投資家や海外投資家を含めた株主が議決権を行使しやすい環境を整備することは必要と考えておりますが、議決権行使プラットフォーム等を含む電子行使及び招集通知の英訳については、情報収集などを行い検討を進めたものの導入には至りませんでした。今後も海外投資家の比率等に留意しつつ、引き続き検討してまいります。

【原則１－４．政策保有株式】
当社は、事業戦略、取引先との関係の維持・強化などを総合的に勘案し、政策保有株式を保有しており、個別の政策保有株式について、主にビジネス上のメリットの観点から、保有の便益が資本コストに見合っているかも踏まえ、保有の合理性について定期的に検証を行っております。
検証の結果、保有の意義が希薄と考えられる銘柄については、市場の状況を勘案して売却することとしています。
取締役会における対応については、必要に応じて諮ることとしております。
政策保有株式の議決権行使については、議案の内容を精査・確認し、投資先企業の株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで議決権を行使いたします。
なお、当社が保有している上場株式の資産に占める割合は軽微であります。

【原則４－１．取締役会の役割・責務（１）】
（補充原則４－１－２）
当社は中期的な事業環境予測に基づいて、事業別・市場別の目標値と、その達成のための戦略・施策について定期的に議論しております。また、策定時及び節目毎に進捗や実績と計画との差異要因を分析し、次期以降の中期戦略検討に反映させております。
なお、決算説明会や株主との対話の場を通じて、中期的な経営の方向性や主要な取り組みについてご説明しております。より詳細な説明の要否につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

（補充原則４－１－３）
最高経営責任者等の後継者候補は、後継者の任に応えられる能力、経験、実績、人柄等を十分検討のうえ、最高経営責任者の計画・意思に基づき選定され、最終的には当該候補者について取締役会で審議し、決定しておりますが、最高経営責任者等の後継者計画策定・運用への取締役会による主体的な関与につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

【原則４－１０．任意の仕組みの活用】
（補充原則４－１０－１）
当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達してはおりませんが、執行役員（取締役を兼務する者）の指名・報酬につきましては、本報告書「Ⅱ．２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」の「指名について」及び「報酬決定について」に記載のとおり適切に対応しております。
なお、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会の設置につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

【原則４－１１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
（補充原則４－１１－３）
取締役会において実効性向上のため、適宜、必要な対応を図っておりますが、その分析・評価の結果の概要の開示につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容は、次のとおりです。

【原則１－４．　政策保有株式】
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則１－７．　関連当事者間の取引】
当社は、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役、執行役員との利益相反取引及び競業取引ならびに主要株主等との重要性の高い取引については、取締役会の付議事項としております。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループは、受給者に対する年金給付を将来にわたり確実に行うため、長期的にかつ安定的に総合収益を確保することを目的に年金資産の管理、運用を行っております。
管理運用体制として、財務、会計、人事に関する適切な知見を有している者で構成される年金運営委員会を設置し、年金運用の基本方針等運用に係る重要事項について、検討、審議及び決議を行っております。
また、運営面においては、運用受託機関の運用状況について、定期的にモニタリングを行うとともに、定量評価に加え、組織体制、運用プロセス、法令順守等総合的に評価を行っております。

【原則3－1．情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略、経営計画
当社は、会社ホームページへの企業理念の掲載をはじめ、決算説明会において経営の基本戦略、経営の方向性や主要な取り組み等を説明するなど、主体的な情報発信に努めております。
［企業理念］ https://www.jae.com/corporate/profile/philosophy/
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「Ⅰ．1．基本的な考え方」に記載しております。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「Ⅱ．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の「報酬決定について」に記載しております。
(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
本報告書「Ⅱ．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の「指名について」に記載しております。
(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社ホームページに掲載している「株主総会招集ご通知」において、取締役・監査役については、個人別の経歴を詳細に明示し、社外取締役・社外監査役については、新任または再任時に個々の選任理由を記載しております。
なお、個々の執行役員 (取締役を兼務する者) の解任については、解任が発生していないため、開示しておりません。
現任の社外取締役・社外監査役については、本報告書「Ⅱ．1．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】会社との関係 (2)」及び同じく「【監査役関係】会社との関係 (2)」においても記載しております。
［株主総会招集ご通知］ https://www.jae.com/ir/shareholders/

【原則4－1．取締役会の役割・責務 (1)】
(補充原則4－1－1)
取締役会は、取締役会をはじめ経営に関する諸会議、執行役員のそれぞれの権限、役割分担を決定しています。その内容は、本報告書「Ⅱ．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の「業務執行について」及び「Ⅳ．1．2．(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」のとおりであり、当社ホームページに掲載している「事業報告」においても開示しています。
［事業報告］ https://www.jae.com/ir/shareholders/

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
取締役会は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定められている独立性に関する判断基準に基づき、独立社外取締役の候補者を選定しております。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

【原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
(補充原則4－11－1)
・取締役の選任に関する方針・手続について
本報告書「Ⅱ．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の「指名について」に記載しております。
・取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
取締役会は、会社の経営に関する重要な意思決定を行うとともに、業務執行全般を監督する責務を果たすために広範な知見を必要とする観点から、事業分野における豊富な経験及び実績を備えている社内取締役を中核として外部の高度な専門的知識及び見識を備えている独立社外取締役を複数名置き、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス等を考慮した構成としています。
また、取締役会の規模については、取締役会において実効的な議論を活発に行いうる取締役の員数として、定款に10名以内と定めております。

(補充原則4－11－2)
現在、他の上場会社の役員を兼任している取締役・監査役は独立社外取締役1名を含む非業務執行取締役 (非常勤) 2名、独立社外監査役2名の計4名おります。いずれも兼任する上場会社数は1～2社であり、合理的な範囲と考えております。また、その状況については、株主総会参考書類または事業報告に毎年記載しております。
［株主総会参考書類、事業報告］ https://www.jae.com/ir/shareholders/

(補充原則4－11－3)
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則4－14．取締役・監査役のトレーニング】
(補充原則4－14－2)
当社は、取締役・監査役が、その役割・責任を果たすために、事業環境の変化、法令改正等に対応できるよう必要な知識・能力等を維持・向上し、企業の持続的成長に資するための社内外における適切な研修の機会を提供しております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、以下の方針にて株主との建設的な対話を促進いたします。

・当社は、決算説明会、各四半期の決算発表後における株主や投資家とのミーティングを継続的に実施しております。
・経営企画担当執行役員を責任者として、経営企画部が、株主や投資家との建設的な対話を通じた相互理解を得る努力を合理的な範囲で行っております。
・諸経営戦略策定の際には、経理部、経営企画部が中心となり、社内各部門との有機的な連携を図っております。
・経営企画部との対話において把握された株主や投資家の意見は、代表取締役および執行役員に対し定期的に報告を行っております。
・インサイダー情報については、決算発表前に開示内容の事前確認・調整を代表取締役および関連部門間で行うことなどにより、その管理に留意

しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電気株式会社	32,491,671	35.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)	13,800,000	15.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,806,100	3.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,758,200	3.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,309,588	1.44
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,268,656	1.39
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,236,784	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,085,100	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	932,600	1.03
GOVERNMENT OF NORWAY	873,000	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	日本電気株式会社 (上場:東京) (コード) 6701

補足説明

・当社は、自己株式1,345,249株を所有していますが、上記大株主の状況からは除いております。
・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)の持株数13,800,000株は、日本電気株式会社から同信託銀行へ信託設定された信託財産であり、当該株式の議決権は、信託約款上、日本電気株式会社が留保しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

日本電気株式会社との取引金額は僅少であり、かつ、取引の条件は、その都度交渉により決定され、他の取引先各社と同等であります。
また、当社は、少数株主の方々との間に利益相反が生じる恐れのない独立役員である社外取締役2名の監督、助言、独立社外監査役2名の監査を受けていること、支配株主との重要性の高い取引については、取締役会の付議事項とすることによって、少数株主の方々の利益を害するような取引を回避する体制としております。
さらに、日本電気株式会社による当社株式に対する公開買付けにあたり、両者間の覚書において、当社株式の上場を維持し、当社が上場会社として自主的な経営を行うこと、同社の当社に対する議決権保有比率を51%以下とすること、並びに同社が当社の少数株主の権利の行使について十分に配慮することなどについて、当社は同社と合意しており、その旨を2016年11月28日の当該公開買付けに関する当社の意見表明にあたり開示しております。
これらを通じて、当社は少数株主の方々の権利の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

日本電気株式会社は、当社議決権の50.92%を実質的に保有しており、同社は当社の親会社であります。

日本電気グループは、当社の重要な顧客であり健全な営業取引関係を維持しておりますが、営業取引における依存率は僅少であります。また、日本電気株式会社の取締役1名が当社の業務執行を行わない取締役を兼務しており、当社は当該取締役の豊富な経験、知識を当社の経営に反映していただけるものと期待しております。経営にあたっては、当該取締役の意見も踏まえておりますが、独立社外取締役2名の監督、助言、独立社外監査役2名の監査を受けながら、当社独自の意思決定を行っております。

さらに、日本電気株式会社による当社株式に対する公開買付けにあたり、両者間の覚書において、当社株式の上場を維持し、当社が上場会社として自主的な経営を行うこと、同社の当社に対する議決権保有比率を51%以下とすること、並びに同社が当社の少数株主の権利の行使について十分に配慮することなどについて、当社は同社と合意しており、その旨を2016年11月28日の当該公開買付けに関する当社の意見表明にあたり開示しております。

以上のことから、当社の経営判断や事業活動においては、独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
廣畑　史朗	他の会社の出身者											
坂場　三男	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣畑　史朗	○	―――	同氏は、長年の経験から危機管理及びコンプライアンス面を中心に広く知見を有しており、同氏のその豊富な経験、知識を当社の経営に反映していただけるものと期待しております。なお、同氏は、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、当社との間には取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない独立の立場にいると判断しております。

坂場　三男	○	―――	同氏は、長年の海外経験から国際情勢・経済等に関する高い知見を有しており、同氏のその豊富な経験、知識を当社のグローバル経営に反映していただけるものと期待しております。なお、同氏は、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、当社との間には取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない独立の立場にいると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役又は監査役会は、会計監査人と定例会合をもち、報告を受け、効果的な監査を実施するよう努めております。
監査役は、内部監査部門と連携をとることにより、内部監査の結果を活用するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柏木　秀一	弁護士													
武田　仁	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

柏木　秀一	○	―――	同氏は、弁護士の資格を持っており、客観的な視点で、高度の専門性を持った監査が行われることを期待しております。なお、同氏は、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、当社との間には取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない独立の立場にいると判断しております。
武田　仁	○	―――	同氏は、弁護士の資格を持っており、客観的な視点で、高度の専門性を持った監査が行われることを期待しております。なお、同氏は、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、当社との間には取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない独立の立場にいると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるため。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

経営幹部の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、会社業績の向上を実現するため、社内取締役、執行役員及び従業員（理事）に限定して付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・第90期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告において、以下のとおり開示しております。
2019年度に係る報酬等の総額：取締役10名に対し275百万円（うち、社外取締役2名に対し16百万円）
注1．上記には、2019年6月21日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役が2名含まれております。
注2．執行役員兼務取締役には、取締役としての報酬のほかに使用人分給与は支払っておりません。
注3．上記支給額には、2019年度に係る取締役賞与引当金繰入額及びストック・オプション報酬額として費用計上した額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「II．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」の「報酬決定について」に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役の職務を補助するため専従の従業員を1 名以上配置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等

氏名	役職･地位	業務内容	勤務形態･条件 (常勤･非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
篠崎　雅美	相談役	経営上の諮問への対応	報酬有	2011/6/24	1年
秋山　保孝	名誉顧問	会社事業運営に関する助言･支援	報酬有	2019/6/21	1年

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	2 名

その他の事項

･相談役の選任につきましては、当社取締役会の決議事項となっております。
･上記の「元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社の代表取締役会長を退任した日を記載しております。
･秋山　保孝氏は、2020年6月19日付で相談役を退任し、名誉顧問に就任しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

更新

･業務執行について
取締役の職務執行を効率的に実施するため、取締役会において、取締役会が決定した経営方針を執行する権限を委任された者として執行役員を選任しております。当該執行役員は、取締役会又は代表取締役の指揮監督の下に業務執行を分担して遂行するとともに、企業集団としての経営方針の策定、重要事項について以下の経営に関する会議において検討･協議を行っております。

⑴ 取締役会
取締役会付議基準に基づき重要な業務執行の決定、職務執行、内部統制の実施状況の監督を行い、その状況を報告しております。
⑵ 経営会議
執行役員を兼務する取締役等により構成され、経営上の重要方針に関する事項について討議しております。
⑶ 事業執行会議
執行役員及び部門長等により構成され、事業執行上の重要事項に関し、討議しております。
⑷ 幹部会議
執行役員及び部門長等により構成され、経営方針及び事業遂行上の情報伝達、予算遂行状況、全社重点施策の進捗確認等を行っております。

･監査･監督について
常勤監査役2名と社外監査役2名で構成される監査役会制度を採用しており、監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、必要ある場合に意見を述べるとともに、企業集団の職務監査並びに重要書類の閲覧等、取締役の職務執行を監査する権限を有しております。
更に、内部監査部門として監査室（5名）を設置しており、損失の危険の重大性や各部門の管理体制等の有効性を評価し、損失の危険の発見･予防に努めております。
会計監査業務を執行した公認会計士は、EY新日本有限責任監査法人　指定有限責任社員　業務執行社員2名（継続監査年数は、いずれも7年以内）です。
（監査役の機能強化に向けた取組状況については、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役のサポート体制」及び「社外監査役の選任状況」以下をご参照ください。）

･報酬決定について
当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を以下のとおり定めております。

1）基本方針
当社の個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位及び業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての月額報酬、業績連動報酬としての取締役賞与、ストック･オプション報酬としての新株予約権（以下、「ストック･オプション」という。）で構成する。ただし、社外取締役を含む非業務執行取締役（非常勤）については、月額報酬のみで構成する。
2）基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
取締役の月額報酬については、株主総会にて承認を受けた月額報酬総額の範囲内において、適正な水準を考慮し、代表権の有無、役位等を基準とした固定額とする。また、取締役（常勤）については、取締役会の決議に基づき、月額報酬の内訳として持株会拠出部分を設定し、自社株取得目的報酬として、役位に応じた一定額を持株会に拠出する。
3）業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬と位置付けている取締役賞与は、単年度の業績を反映するといった観点から、当該年度の連結経常利益、連結純利益等の業績結果を基準として、総額については取締役の員数及び役位等を参考として算定した金額を株主総会に付議･承認を受け、個々の取締役への配分額については各取締役の役位、担当領域の業績を踏まえて決定し、毎年、一定の時期に支給する。ストック･オプションについては、株主総会にて承認を受けた年間報酬総額の範囲内において、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、役位に応じた付与個数を決定し、毎年、一定の時期に付与する。
4）金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
月額報酬、取締役賞与及びストック･オプションは、株主総会にて承認を受けた範囲内において、上記のそれぞれの方針に基づき算出する。
5）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額のうち月額報酬、取締役賞与の各取締役への配分額の決定は、上記の方針に基づき決定することを前提に取締役会で代表取

締役に一任する。ストック・オプションについては、上記の方針に基づき付与個数を取締役会にて決定する。

・指名について
　執行役員（取締役を兼務する者）については、取締役会において、豊富な経験と実績、人格、知見に優れているか、執行役員としての職務と責任を全うできる人材かどうかなどを踏まえ選任するとともに、「執行役員規程」を踏まえ、不適格事由ある場合、解任する方針としています。
　取締役・監査役については、社内外を問わず、豊富な経験と実績を踏まえ、人格、知見に優れ、取締役・監査役としての職務と責任を全うできる人材を候補者として選任する方針としています。社内取締役については、事業分野における豊富な知識・経験を持つ者、社外取締役については、出身分野における高い見識を持つ者を候補者とし、また、監査役については、法務・財務・会計等に関する適切な知見を有している者を候補者としております。この方針に基づき、代表取締役が取締役・監査役候補者の案を独立社外取締役への事前説明を実施のうえ取締役会に提案し、取締役会において、候補者を決定しています。

・責任限定契約について
　当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役廣畑史朗氏、社外取締役坂場三男氏、取締役森田隆之氏、社外監査役柏木秀一氏及び社外監査役武田仁氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について限定する契約を締結しており、当該契約における賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に基づく最低責任限度額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は、経営に対して、その職歴、経験、専門知識を活かした監督又は助言をすることができる社外取締役2名を選任し、コーポレートガバナンスの一層の強化を図っております。また、それぞれの職歴、経験、専門知識を活かした監査をすることができる社外監査役2名を選任しております。当該社外取締役2名による監督及び助言並びに当該社外監査役2名による監査によって、経営に対する客観的、中立的な牽制・監視機能として十分に体制が整っていると判断しているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を回避した株主総会日を設定しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を発送日前に開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算発表後の年2 回、アナリスト、機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算説明会時の説明資料、株主総会招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部にIR担当部署（担当者）を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「航空電子グループ企業行動憲章」及び「航空電子グループ行動規範」を制定し、お客様、購入先、官公庁、従業員等の各ステークホルダーの尊重等について規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境方針の制定、環境報告書の発行、東京都奥多摩での植樹活動の実施、グリーン調達の推進、有害化学物質廃止の推進等を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「航空電子グループ企業行動憲章」において、必要な企業情報を適時・適切に発信し、企業活動の透明性を高める旨宣言しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、取締役が遵守すべき基本方針及び業務の適正を確保するために必要な体制整備は次のとおりです。

1．遵法に係る体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a.法令・定款の遵守を徹底するため航空電子グループ企業行動憲章・行動規範を制定している。なお、社長が「遵法の日」に訓辞を実施している。

b.法令・定款等に違反する行為を発見した場合の通報体制として内部通報制度を設置している。

c.会社における財務報告が法令等に従って適正に作成され、その信頼性が確保されるための体制の構築を行うとともに、当該体制の継続的な評価を実施し、必要な是正を行っている。

d.反社会的勢力からの不当要求に対しては、外部専門機関と連携の上、会社組織全体として対応し、取締役及び従業員の安全を確保するとともに、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断することとしている。

2．職務執行に係る体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行を効率的に実施するため、取締役会において、取締役会が決定した経営方針を執行する権限を委任された者として執行役員を選任している。当該執行役員は、取締役会又は代表取締役の指揮監督の下に業務執行を分担して遂行するとともに、企業集団としての経営方針の策定、重要事項について以下の経営に関する会議において検討・協議を行っている。

a.取締役会

取締役会付議基準に基づき重要な業務執行の決定、職務執行、内部統制の実施状況の監督を行い、その状況を報告している。

b.経営会議

執行役員を兼務する取締役等により構成され、経営上の重要方針に関する事項について討議している。

c.事業執行会議

執行役員及び部門長等により構成され、事業執行上の重要事項に関し、討議している。

d.幹部会議

執行役員及び部門長等により構成され、経営方針及び事業遂行上の情報伝達、予算遂行状況、全社重点施策の進捗確認等を行っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等の議事録及び起案書等の取締役の職務執行に係る文書その他の情報を、文書管理規程（「文書等管理要領」、「文書等の保存期間基準」、「企業秘密・個人情報管理規程」）等に基づき適切に管理している。

3．損失の危険の管理に係る体制

a.損失の危険の管理はその種類、性質に応じてそれぞれの担当部門が行っている。各担当部門は損失の危険に関する管理規程を制定し、管理体制の構築、教育等を実施する。

b.監査室は損失の危険の重大性や各部門の管理体制等の有効性を評価し、損失の危険の発見・予防に努めている。

4．企業集団に係る体制

a.子会社担当の執行役員を置き、子会社の事業遂行を管理するとともに、前記2 (1) に基づいて策定したグローバルな視点での事業遂行上必要となる経営方針及び事業遂行面における指示の伝達並びに討議を行うことにより、業務の適正を確保している。

b.基幹業務処理システムJ／1の導入等によりグループとしての業務プロセスのIT化を推進し、業務の適正化・効率化を図っている。

c.航空電子グループ企業行動憲章を受けて子会社において行動規範を制定し、従業員全員への浸透を図っている。

5．監査に係る体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、取締役の職務を監査する。監査役の職務を補助するため専従の使用人を1名以上配置している。

(2) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a.前号の使用人は取締役の指揮命令に服さないこととし、人事考課については監査役が行い、その者の異動・懲戒は、監査役の同意を必要とする。

b.前号の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとする。

(3) 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、会社に損害を及ぼす事実及び法令・定款違反の事実を当社の監査役に対して適宜報告する。

当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。

(4) 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社の監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

(5) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

a.当社は、監査役の職務執行上必要な費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

b.当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑹ 上記の他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、必要ある場合に意見を述べるとともに、企業集団の職務監査並びに重要書類の閲覧等、取締役の職務執行を監査する権限を有している。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1．「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「1.遵法に係る体制d」に記載しておりますので、ご参照ください。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

なお、当社は、創業以来「開拓、創造、実践」の企業理念のもと、適正な利益を確保し、企業価値を高め、持続可能な社会の創造に貢献することを目指してまいりました。このような観点から、当社としては、経営支配権の異動を通じた会社の成長や企業価値向上の意義や効果について、何らこれを否定するものではなく、仮に当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な程度の当社株式の大量取得を意図する者（以下「大量買付者」といいます。）が現れた場合、企業価値の向上のための経営方針について協議いたします。

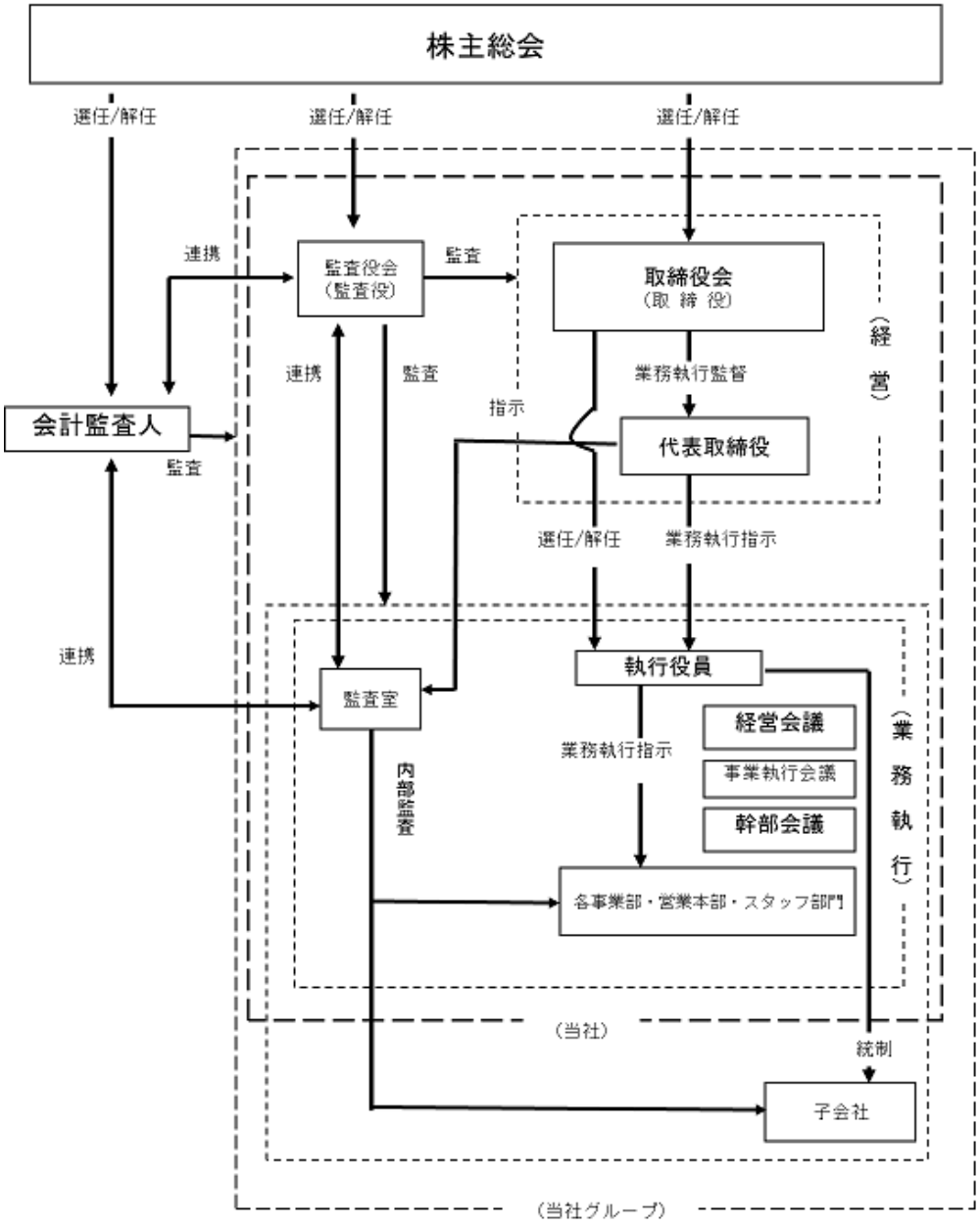
しかしながら、大量買付者の属性、事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、その買付行為又はその提案が、当社等に対してその買付けた株式の高値買取を求めることを意図したもの、当社の組織を解体し、その売却益を得ることを目的としたもの等、短期的な収益を得ることを意図したものであって真摯に合理的な経営を目指すものではなく、当社に回復しがたい損害を与えるおそれがある場合は、そのような大量買付者から株主の皆様、お取引先、従業員をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは、経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、上記のような大量買付者出現の具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような大量買付者が出現した場合の具体的取り組み、いわゆる買収防衛策を予め定めてはおりません。

ただし、当社としては上記の認識のもと、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、大量買付者が出現した場合には、ただちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムに関する体制は、不断の見直しによってその改善を図ることにより、より適法かつ効率的な体制を目指します。

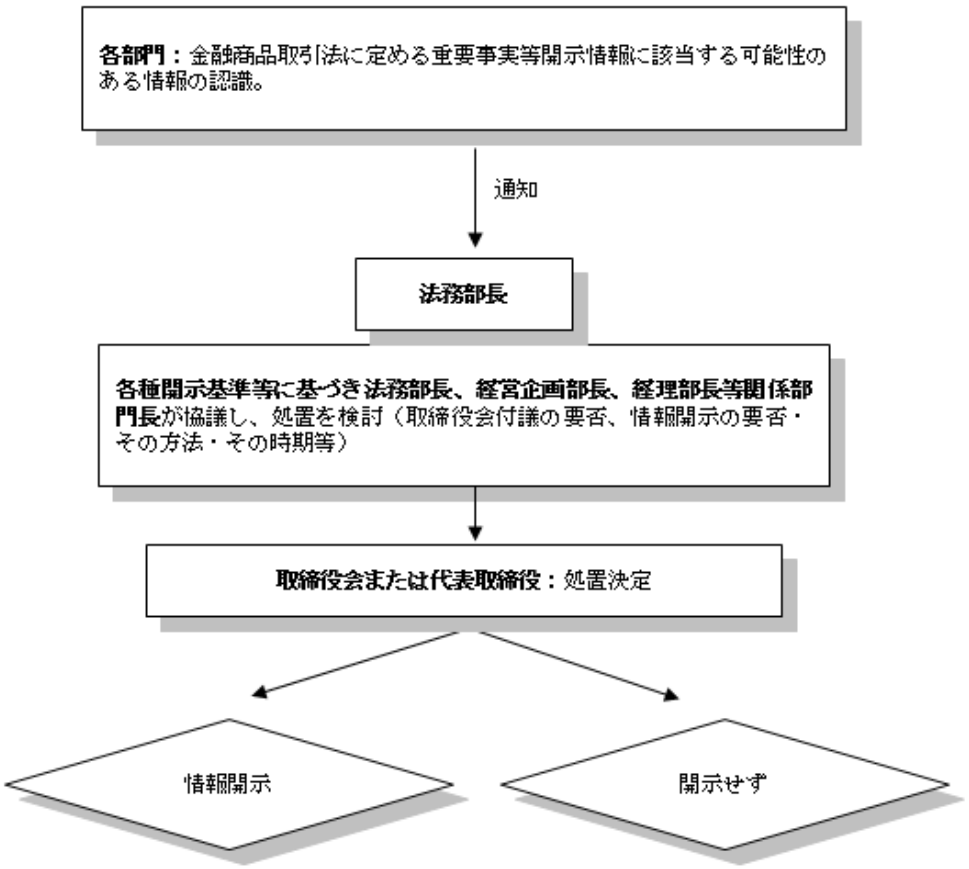

株主総会
選任/解任
選任/解任
選任/解任
連携
監査役会
(監査役)
監査
取締役会
(取 締 役)
(経営)
連携
監査
業務執行監督
指示
会計監査人
監査
代表取締役
選任/解任
業務執行指示
連携
監査室
執行役員
経営会議
事業執行会議
幹部会議
(業務執行)
業務執行指示
内部監査
各事業部・営業本部・スタッフ部門
(当社)
統制
子会社
(当社グループ)

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、以下のとおりです。

当社は会社情報の開示に関する情報の取り扱いに関しては、社内規程「インサイダー取引防止規程」において定めております。
同規程にもとづき、金融商品取引法に定める重要事実等開示情報に該当する可能性のある情報を取得した役職員は当該情報を厳重に管理するとともにこれを法務部長に通知することとしており、これにより情報の一元管理を図っております。法務部長はこれを受け、取締役会付議の要否、TDnet による開示の要否等を関係部門長と協議の上、検討し、取締役会または代表取締役がその処置を最終的に決定いたします。開示する場合は可能な限り早期に開示することとしております。
本体制のイメージは以下のとおりです。

会社情報開示体制イメージ



以　上